

きたひろしま

国保だより

発行 令和5年7月
北広島市保険年金課
国保スタッフ
TEL 011-372-3311
(内線 2115・2121)

国民健康保険 被保険者証（保険証）を発送します

保険証の年度について

国保の保険証は年度（8月～翌年7月）ごとに更新され、国保加入者全員の方に、毎年7月中に一齐送付しています。

70歳以上の方は、前年中（1月から7月は前々年中）の所得に応じて負担割合（2割または3割）が変わります。



保険証の有効期間が、令和6年7月31日より短い方について 年度内に75歳に到達する方

75歳の誕生日から、後期高齢者医療保険に切替わります。

年度内に70歳に到達する方

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は、その月）から、新しい保険証（兼 高齢受給者証）に切替わります。

いずれの方も、特に手続きをいただかなくても、事前に新しい保険証が送付されます。

「医療費のお知らせ」～確定申告される方は無くさず保管を

医療費のお知らせ

保険が適用された医療費が発生した方に対して、2か月ごとに「医療費のお知らせ（圧着はがき）」を送付しています。送付の目的は、ご自身やご家族がどのくらい医療機関を受診されているかを再確認していただくものです。

健康管理や医療費の支出状況などをあらためて見直していただく機会としてください。

確定申告への活用

確定申告における医療費控除適用のため「医療費のお知らせ」を活用することができます。申告にあたっては「医療費控除の明細書（税務署の様式）」を提出することが義務付けられていますが、その様式にそのまま添付することができます。また「医療費のお知らせ」に含まれない内容については、領収証を元に自ら追記することも認められています。

なお、通常、確定申告の時期には11月受診分までしか送付されていないため、少なくとも12月受診分については、領収証を元に追記することになります。「医療費のお知らせ」は再交付できないため無くさないようにしてください。万一、無くされた場合は、領収証を元に追記して確定申告していただくこととなります。

健康保険の切り替え手続きを忘れずに

健康保険の切替え手続きが必要となる場合

日本では、国民皆保険制度が確立されており、生まれてから亡くなるまで、何らかの健康保険に入ることが義務付けられています。このため社会保険が適用されている会社への就職や退職にあたっては、国保との切替え手続きが必要となります。

また、国保は北海道と住んでいる市町村が保険者であるため、国保の方が転入・転出される場合は切替え手続きが必要となります。

切替えは、月単位ではなく、日単位での取り扱い

健康保険が切替わる場合は、月単位ではなく、日単位で取扱われます。

例えば、9月10日に就職し即日社会保険が適用され、社会保険の保険証が9月20日に届いた場合でも、社会保険の適用開始（資格取得）日である9月10日以降は国保の保険証を使用することはできません。

一般的に国保から社会保険への切替えは、社会保険の保険証が交付された後に手続きしますが、保険資格の切替えは保険証が交付されていなくても適用されるため注意が必要です。

ジェネリック医薬品の利用を

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に、販売が許可される薬のことです。

有効主成分などは新薬と同じで、品質や安全性は同等とされています。ジェネリック医薬品は、新薬と比べて3割から5割程度安価なので、医療費の節約につながります。

ただし、全ての新薬に対して当てはまるわけではなく治療内容にもよりますので、まずは医師や薬局に相談して、上手に活用してみましょう。

なお、市役所国保担当や各出張所窓口では、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品希望の意思表示ができる「希望シール」を配布していますので、ご利用ください。

お薬手帳について ～複数お持ちの方は1冊にまとめましょう

「お薬手帳」とは処方された薬の名前・量・日数・使用法などを記録できる手帳のことで、調剤薬局にて無料で作成できます。

お薬手帳を持っていると、一定の条件のもとで薬代が安くなる場合があります。

お薬手帳の役割やメリット

- ・薬の重複処方が避けられる
- ・副作用を回避したり、薬同士の飲み合わせを確認できる
- ・副作用歴、アレルギー歴などの情報を医療機関や薬局に伝えられる
- ・災害時や旅先での急病時などにおいて、常用薬の情報を伝えられる
(災害時には特例で「お薬手帳」により、薬を出してもらえる場合があります)

保険税の軽減・減免制度について

非自発的な理由で離職された方は保険税が軽減されます

解雇や会社の倒産またはやむを得ない理由によって離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の記載事項が下記の要件を満たしている場合は、申請により、給与所得が30/100とみなされ、保険税が減額になる場合があります。

- ・ 離職時年齢が65歳未満
- ・ 離職年月日が令和4年3月31日以降（課税対象年度が令和5年度の場合）
- ・ 離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」は対象となりません。

保険税の減免について

下記の理由などにより保険税の納付が困難となった場合には、一定の基準により、保険税が減免になる場合があります。減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。お早めにご相談ください。

- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 災害などにより重大な損害を被った方
- ・ 長期間の病気や失業などにより、所得の激減が見込まれる方
- ・ 刑事施設等に入っている方がいる世帯



一部負担金の免除制度について

一部負担金とは

一部負担金とは、医療機関において支払う自己負担分の医療費のことです。

負担割合は2割または3割であり、仮に保険対象の医療費が1万円だった場合、自己負担は2千円または3千円となります。

入院における一部負担金の免除制度について

災害やそれに準ずる被害を受け、入院における一部負担金を支払うのが困難な場合に利用することができる制度です。前年より収入が減少するなど、一定の要件があります。

申請にあたっては、「預貯金状況」「昨年1年間の収入」「今年1年間の収入見込み」「給与等の支払い状況」がわかる資料などの添付が必要です。生活保護基準と比較するなどして、認定するかどうかを決定いたします。



第三者行為について ～交通事故などで、治療を受けるとき

交通事故や傷害事件などにあつたら

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から傷害を受けた場合でも、国保で治療が受けられます。ただし、加害者からすでに治療費を受け取っているときは国保が使えません。また、仕事上のケガ（労災保険の適用）や故意によるケガなどは、国保を使えないことがあります。



早めに届出を

国保を使って治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに市役所国保担当に相談してください。

医療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、被害者に過失のない限り、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。

そのため保険診療した場合、加害者が負担すべき医療費は国保が一時立て替えて支払い、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。

示談をする前に

被害者と加害者の話し合いがついて示談をしてしまうと、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。

示談をする場合は事前に、市役所国保担当にご連絡いただくとともに、示談は慎重に行い、示談成立の場合は、速やかに示談書の写しを提出してください。

還付金詐欺に注意しましょう

市から高額療養費が戻る旨の通知が届くことはありますが、それに伴って市が暗証番号を聞いたり、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません。また申請書の記入は求めますが、電話でお客様から情報を聞き取ることも絶対にありません。

もし、そのような電話が掛かって来た場合は、一旦電話を切って、警察に通報するようにしてください。



【お問い合わせ】

北広島市役所（011）372-3311

（保険税に関すること）保険年金課 国保賦課担当 内線 2113・2115

（保険証や給付に関すること）保険年金課 国保給付担当 内線 2114・2116・2121